

大泉町競争入札心得

入札参加者は、この心得、設計書、図面、仕様書、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなければならない。

1 目的

大泉町発注の建設工事等に係る入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、大泉町契約規則（平成18年大泉町規則第6号）及び群馬県建設工事執行規程（昭和40年訓令甲第2号。以下「執行規程」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計書、図面、仕様書等に基づいて積算を行い、入札書を作成すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札書の作成に際し、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に対して説明を求めることができる。ただし、非公表なものとして管理されているものは除く。
- (4) 誤字、脱字、押印漏れ等に十分留意して入札書を作成すること。

3 入札書の提出

- (1) 入札書は、件名ごとに封筒に入れ、件名及び場所並びに住所・氏名を記載し、公告、又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。なお、ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札書は入力画面上において作成し、公告、又は指名通知書に示した日時までに、同システムにより提出するも

のとする。

- (2) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引替え又は撤回することはできない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (6) 入札に参加しようとする工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があると認められる者は、原則として当該工事の入札に参加できない。
- (7) 同一工事における入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる場合は、原則として当該工事の入札に参加できない（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、入札辞退届（又は辞退届）を退出すること。
- (2) ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札を辞退するときは、辞退届を入力画面上において作成の上、同システムにより提出するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と

入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

6 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

7 無効の入札

次の各号に掲げる入札は無効とする。ただし、(3)については、入札保証金を免除した場合は、この限りでない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金が入札金額の100分の5以上に達しない者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭又は入札に必要な事項の記載もれがある入札
- (7) 入札に際し不正行為のあった者のした入札
- (8) 同一の入札について2人以上の代理をした入札
- (9) 指名停止期間中の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

8 失格

次の各号に掲げる入札は失格とする。

- (1) 入札の開始時に入札会場に出席していない者（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、公告、又は指名通知書に示した日時までに入札を行わない者は失格とする）。
- (2) 最低制限価格を設ける入札において最低制限価格未満の入札をした者
- (3) 低入札価格調査制度の対象において失格基準価格未満の入札をした者
- (4) 条件付き一般競争入札及び総合評価落札方式を行う入札において、契約担当者が指定した日までに以下の書類を提出しない者
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 入札参加資格確認資料
- (5) 入札執行者の指示に従わない者
- (6) 予定価格超過の入札をした者
- (7) 内訳書を提出しない者

9 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者又は落札候補者の決定

- (1) 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者、落札候補者又は順位を決める（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、電子くじにより落札者、落札候補者又は順位を定める）。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 入札不調

次の各号に該当する場合は、入札を不調とする。

- (1) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (2) 低入札価格調査制度を適用した入札において、入札参加者全員が失格基準価格未満の入札をしたとき。
- (3) 入札において落札者がいないとき。
- (4) 入札の辞退等により、入札者が1者となったとき。
- (5) 指名競争入札の場合で、入札者が1者のみのとき。

- (6) 入札者全員が予定価格超過の入札をしたとき。

1 1 契約保証金

- (1) 落札者は次の事項に応じた契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。
- ア 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、大泉町契約規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- イ 金銭的保証では履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）で、契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 執行規程第19条第3項の規定により契約保証金を免除する場合であっても、契約解除の場合における違約金を免除するものではない。

1 2 課税及び免税事業者届出書

落札者は、遅滞なく課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。ただし、提出を要しない旨の指示があったときは、この限りではない。

1 3 契約の締結

- (1) 落札者となった者は、落札決定を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合は、大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成12年大泉町告示第19号）に基づく指名停止を行う。
- (3) 指名停止期間中の者とは、契約を締結しないものとする。

1 4 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 5 その他

委託業務及び物品購入の入札については、この心得を準用するものとする。

1 6 電子入札による手続

ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、この心得に定めるほか、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行うものとする。

- ・ 制定年月日 平成 1 8 年 4 月 1 日
- ・ 改正年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日
- ・ 改正年月日 令和元年 1 0 月 1 日